

答申 (案)

マンジプロパミド

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.2
小豆類(注1)	0.1
ばれいしよ	0.02
さといも類	0.01
かんしよ	0.01
やまいも	0.01
その他のいも類(注2)	0.01
はくさい	2
キャベツ	3
芽キャベツ	3
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜(注3)	20
エンダイブ	20
しゅんぎく	20
レタス	20
その他のきく科野菜(注4)	20
たまねぎ	0.05
ねぎ	3
にんにく	0.05
その他のゆり科野菜(注5)	3
パセリ	20
セロリ	20
トマト	2
ピーマン	1.0
なす	1.0
その他のなす科野菜(注6)	5.0
きゅうり	0.3
かぼちや	0.3
しろり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜(注7)	0.3
ほうれんそう	20
オクラ	1.0
しょうが	0.01
その他の野菜(注8)	20
ぶどう	2
その他の果実(注9)	1.0
その他のハーブ(注10)	20

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。